



一般社団法人 九州タクシー無線協会
〒860-0805 熊本市中央区桜町2番17号
TEL 096-353-3916 FAX 096-288-1260

タクシー無線の施設状況

当無線協会所属会員のタクシー無線の施設状況は、9月20日現在で下表のとおりです。年度当初（4月1日）と比べ、基地局数が13局減、移動局総数が282局減（自営無線306局減、MCA増減なし、IP24局増）となっています。

令和7年9月20日現在

支部 地区	基地局 （自営 無線）	移 動 局							
		自営無線		M C A		I P		合 計	
		会員	移動局	会員	移動局	会員	移動局	会員	移動局
北九州	12	12	589	0	0	1	64	13	653
福岡	5	7	122	0	0	8	654	15	776
筑後	11	18	222	0	0	2	67	20	289
筑豊	9	5	254	1	10	0	0	6	264
佐賀	11	9	162	0	0	2	82	11	244
長崎	18	14	563	0	0	19	633	33	1,196
壱岐	2	5	39	0	0	0	0	5	39
対馬	3	2	16	0	0	0	0	2	16
佐世保	7	9	242	0	0	3	30	12	272
熊本	18	23	661	2	116	16	660	41	1,437
大分	15	19	281	1	10	7	154	27	445
宮崎	30	22	835	0	0	7	203	29	1,038
北薩	6	6	143	0	0	1	5	7	148
鹿児島	21	21	969	0	0	9	224	30	1,193
奄美	7	7	114	0	0	1	5	8	119
合 計	175	179	5,212	4	136	76	2,781	259	8,129

[注]会員数は、一般事業者数＋事業協同組合数＋任意団体数＋任意団体の構成員社数
（事業協同組合の組合員数（計20社）は含まない）
また、1会員が複数のシステムを有する場合は会員数をダブルカウントしているため
実際の会員数と一致しない支部がある

令和7年10月1日施行 手数料も同時改訂

総務省は、令和7年10月1日から無線局の免許状をデジタル化する内容を柱とする以下の電波法及び関係政省令の改正を施行しました。

- ① 電子申請（委任の場合は電子委任に限る）により手続きされた申請（届）に対しては、紙の無線局免許状は交付されず、代わりに総務省のウェブサイト上で免許内容の記録を閲覧する方式となります。
- ② 電子申請（書面委任）や書面申請（書面委任）により手続きされた場合は、上記の閲覧はできず、必要により免許事項証明書（従来の免許状と同様の書面）の交付を請求（有料：¥480／枚）することとなります。
※ 現在当無線協会が扱っているタクシー無線局は、再免許は電子申請（書面委任）及びその他の変更申請（届）等は書面申請（書面委任）となっていますので、②の適用となります。
- ③ 但し、②の電子申請（書面委任）の場合においては、特例的に電子申請した代理人（当無線協会）が委任を受けて免許記録の閲覧及び印刷が可能となりますので、免許事項証明書の交付請求（有料）は不要となります。
- ④ なお、既にお持ちの免許状は、有効期限までの期間及び免許状の記載事項に変更が生じるまでの期間は免許事項証明書とみなされます。
- ⑤ 今回の無線局免許状のデジタル化に関する制度改正に伴い、無線局の申請手数料も次のとおり改訂されました（令和7年10月1日施行）。

【手数料抜粋 タクシー無線局（基地局及び陸上移動局）関連】

区 分	電 力	書面申請			電子申請	
		現 行	改正後		現 行	改正後
免 許	5W 以下	4,250	3,700	免許事項 証明書 交付請求 手数料： 1枚あたり ＋¥480 （必要な場 合に限る）	3,050	2,350
	10W 以下	6,700	6,200		4,500	3,750
	50W 以下	14,600	14,500		10,400	9,200
再免許	5W 以下	3,350	2,700		2,400	1,650
	10W 以下	4,950	4,200		3,250	2,400
	50W 以下	6,700	5,500		4,500	3,350
変更・廃止		0	0		0	0
免許事項証明書交付 （旧免許状再交付）		1,300	480	—	1,150	440

■詳細は、「総務省電波利用ポータル」(<https://www.tele.soumu.go.jp/>) にアクセスして、＜お知らせ＞欄から下記項目をクリックしてください。

- ・無線局の免許状等のデジタル化について（お知らせ）
- ・令和7年10月1日に免許手続等の手数料が改正されます

九州総通局が免許状のデジタル化について説明



〔左側：九州総合通信局、右側：九州タクシー無線協会・陸上無線協会〕

九州総合通信局（以下「当局」）は9月8日、熊本地方合同庁舎で当無線協会事務局に対し、「無線局免許状のデジタル化」について説明を行いました。

当局からは柳井陸上課長以下7名、当無線協会事務局からは専務理事及び無線局申請担当が出席しました。なお、（一社）陸上無線協会九州支部事務局からも事務局長及び無線局申請担当と一緒に説明を受けました。

当局からの説明は、今回の改正概要をはじめ、具体的な代理申請の手順に関して、電子申請（書面委任）の場合と、書面申請（書面委任）の場合に分けて、免許、再免許、変更、承継、廃止等のそれぞれの申請（届）の手順で10月1日以降変更となる部分について説明されました。

説明を受けた両協会からは多くの質問・要望が出され、質疑応答は1時間以上に及びました。総務本省マターとなっている未回答部分も残されましたが、説明会により申請手順に関する疑問点の多くは解消されました。

総務本省が免許状のデジタル化について説明

総務本省は9月17日、東京・自動車会館で全国自動車無線連絡協議会に対し、「無線局免許状のデジタル化」について説明を行いました。

総務本省からは電波政策課の伊藤補佐以下3名及び移動通信課の桃井補佐以下3名の計6名が、全国自動車無線連絡協議会からは全国各無線協会の専務理事等8名（当無線協会からは古家専務理事）が出席しました。

地方総合通信局からの説明では明らかにされていなかった本省マターの部分について、連絡協議会側から質問や要望が相次ぎ、本省からは最終検討の進捗状況、着地点の見通しや予定期日などが示されました。また、要望事項については、ほとんどが認められました。



〔左側：全国自動車無線連絡協議会、右側：総務本省〕

協会事務局からのお知らせ

(1) 無線局再免許申請の受付を12月から開始します

免許の有効期間が令和8年5月31日までとなっている無線局は、令和7年12月1日から令和8年2月28日までの間に再免許の手続きをしなければ免許が失効し無線局の使用ができなくなります。

今回の再免許対象無線局は、全体の約85%が該当しますので、自営無線会員のほとんどが手続きされることとなります。また、総務省の免許状のデジタル化によりこれまでの免許状とは異なった様式の免許状になることや、免許状の送付時期が従来よりも遅くなることも予想されます。

対象の会員へは、11月になりましたら個別に詳細をお知らせしますので、案内に従って必要な手続きを進められるようお願いいたします。

なお、当無線協会は会員の負担軽減のため、従来どおり電子申請の代行支援を行うこととしています。

(2) 令和7年度第2回理事会を開催します

当無線協会の令和7年度第2回理事会を次のとおり開催します。

- ・開催日 令和7年10月23日（木）
- ・開催場所 ワン・ステーションホテル熊本
- ・主な議題 ①タクシー無線の施設状況について
②令和7年度予算の執行状況（上期）について 等

編集後記

令和3年度通常総会での議決に基づく「支部（地区）事務局業務の本部事務局への移管」については、令和3年度から順次すすめてまいりましたが、この度、9月2日に福岡地区事務局との業務引継ぎを実施しました（写真）。これにより丸4年に及ぶ本部への移管事業は無事完了致しました。これまで移管された会費請求・徴収事務をはじめとする全ての業務が概ね順調に推移しており、特段の問題も生じておりません。組織の維持・継続のための合理化事業に対し、ご理解とご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。【事務局】



会報は当無線協会の Web サイト(<https://kyumukyo.sakura.ne.jp/>)からもご覧いただけます